

## 居宅介護支援事業所 ライフケア応神 重要事項説明書

### <はじめに>

居宅介護支援事業所ライフケア応神は、医療法人 鈴木会が運営する事業所です。当事業所は、要介護または要支援状態と認定されたお客様とそこご家族の居宅介護を支援します。

居宅介護支援事業所ライフケア応神は、お客様の立場にたつて関連団体(市町村、居宅サービス提供事業者、介護保険施設など)と連携を取りながら、居宅介護サービス計画(ケア・プラン)を作成します。

居宅介護支援事業所ライフケア応神は、居宅において、もっている能力に応じて日常の生活がお過ごしできるよう、公正・中立な立場で、介護保険サービスのご利用について支援します。

平成27年4月1日現在

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話	088-666-3030
FAX	088-665-8034

担当 介護支援専門員 中谷 ちせよ

### 2. 居宅介護支援事業所ライフケア応神の概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

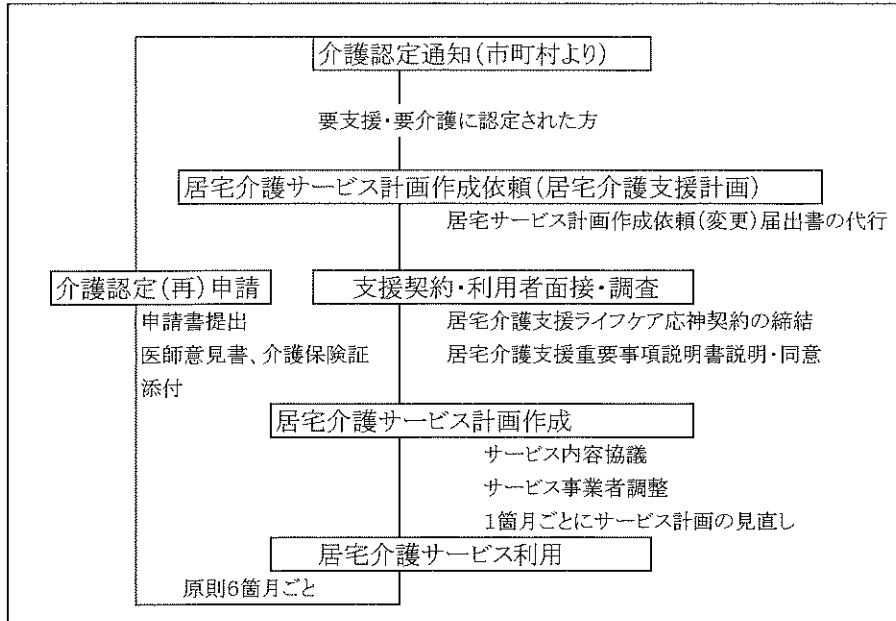
事業所名	居宅介護支援事業所 ライフケア応神
所在地	〒771-1151 徳島市応神町古川字日ノ上36-1
介護保険事業所番号	3650180023
サービスを提供する地域	徳島市 *上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
営業日	月曜～金曜(その他の曜日・祭日でもご連絡を受け付けます。)
営業時間	午前9時～午後5時(時間外でもご連絡を受け付けます。)

#### (2) 当事業所の職員体制

職 種	職員数	摘 要
管理者	1	
介護支援専門員	3	

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) 居宅介護支援の流れ



#### (2) 居宅支援サービスの内容

①要介護認定申請の代行	要介護認定(変更)申請について、申請書の作成はもよりの市町村への提出を代行します。料金は無料です。要介護認定の変更や見直しの再申請を行う場合も代行します。
②居宅介護サービス計画作成	要介護または要支援に認定されたお客様に市町村に提出する居宅介護サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出を代行いたします。認定された要介護度に応じた居宅介護サービス計画(ケアプラン)を、必要な援助を考慮し、お客様のご意見を聞きながら作成しご提案します。ケアプランの方法は、「包括的自立支援プログラム」です。ケアプラン作成にあたり、どんなサービスがあるか、どのくらい提供できるかをご相談させていただきます。
③情報提供および連絡調整	ご利用される介護保険居宅介護サービス事業者をご希望によりご紹介いたします。介護保険居宅サービス事業者との連絡・調整により、サービスご利用後も、ご利用状況を調査し、できるかぎりご要望されるサービスをご提供できるよう支援します。介護保険施設との調整も可能な限り支援します。
④経過観察	最低1箇月に1回、介護支援専門員がお客様とお会いし、サービス内容が適切であるかどうかを話し合います。
⑤給付管理	介護保険給付内で、実際に居宅介護サービスが受けられるかどうかの範囲や居宅介護サービスの種類などを調整し、居宅介護サービス計画のとおり提供されているかどうかを確認し、サービスの給付を管理します。
⑥相談	介護保険、福祉全般、介護などに関するご相談であれば、いつでも、どんなことでもお聞きください。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

- ①要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので利用料の負担は必要ありません。
- ②介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その時は、下記の料金を事業者を支払っていただきます。お客様にサービス提供証明書を発行しますので、後日、証明書をもよりの市町の窓口に出しますと払い戻しを受ける根拠となります。

適用		
居宅介護支援費	10860円/月	要介護1・2
	14110円/月	要介護3・4・5
初回加算	3000円/月	初回、又は2段階以上の変更
入院時情報連携加算Ⅰ	2500円/月	病院への情報提供(当日内)
入院時情報連携加算Ⅱ	2000円/月	病院への情報提供(3日内)
退院・退所加算1(会議参加有無)	4500、6000円/月	退院時情報を受け取り計画作成
退院・退所加算2(会議参加有無)	6000、7500円/月	退院時情報を受け取り計画作成
退院・退所加算3(会議参加有)	9000円/月	退院時情報を受け取り計画作成
通院時情報連携加算	500円/月	受診時同席し医師等と情報連携
運営基準減算	50/100	公正中立なケアマネジメントの未実施

\*徳島市は地域区分が7級地で上記金額の2.1%が加算になります。

- ③要介護または要支援認定が出る以前の方は、暫定居宅サービス計画の利用者として前文と同様な手続きで認定結果が出たときに事業者が発行した証明書により料金の払い戻しの手続きをしていただきます。
- ④お客様が②のケースの場合、お客様が非該当(自立)と認定されたときは、料金は全額お客様の負担となります。

##### (2) 交通費

前記②の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。その他の地域の方は交通費(片道200円/回まで)をいただく場合があります。

##### (3) 解約料

お客様は申し出によりいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

#### 5. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。同意のうえ、契約を締結したのち、居宅介護サービス計画策定サービスの提供を開始します。介護認定の結果が出るまでは、暫定的な内容の居宅サービス計画を作成します。

##### (2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合  
文書(事業所で備え付けております。)によりお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、10日以上予告期間をもってお知らせいたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・お客様が介護保険施設に入所した場合  
※ 介護保険施設とは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設、介護医療院の4種類の施設です。
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
  - ・お客様がお亡くなりになった場合

#### 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

##### (1) 運営の方針

お客様の立場に立ったケアプランの作成に努めます。

##### (2) 居宅介護支援の実施概要等

本人、家族の求めに応じて、偏りなく、各サービス事業所を選定、紹介させていただきます。

## 7. サービス内容に関する苦情等

### ① ご相談・苦情相談機関

徳島県庁保健福祉部長寿社会課  
 電話番号 088-621-2213  
 FAX番号 088-621-2840

藍住町役場健康推進課  
 電話番号 088-637-3115  
 FAX番号 088-637-3151

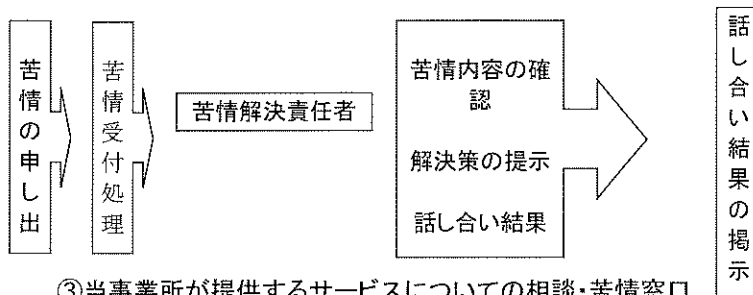
徳島市健康福祉部高齢介護課  
 電話番号 088-621-5585

北島町役場保険福祉課  
 電話番号 088-698-9805  
 FAX番号 088-698-3642

徳島県国民健康保険団体連合会  
 電話番号 088-665-7205

石井町役場長寿社会課  
 電話番号 088-674-6111  
 FAX番号 088-675-1500

### ② 苦情解決責任者 施設長



### ③ 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話	088-666-3030
FAX	088-665-8034

担当 介護支援専門員 中谷 ちせよ

④ 同意書、申出書などの文書は、事業所で準備していますので、お申し出ください。

## 8. サービス提供中における事故発生及び損害賠償について

事業者は、利用者に対するサービスの実施にともなって事故が発生した場合は、速やかに、契約者及び関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合は、損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 9. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 鈴木会
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 和人
法人所在地・電話番号	板野郡松茂町中喜来字群恵216-1 ・088-699-5151
	介護老人保健施設ライフケア応神の設置運営
医療法人 鈴木会 定款の目的に定めた事業	1. 介護老人保健施設(入所介護) 通所リハビリテーション(デイ・ケア) 短期入所療養介護(ショート・ケア) 2. 居宅介護支援事業所ライフケア応神の設置運営 居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成 3. 訪問看護ステーション応神 4. ライフケア応神訪問リハビリテーション 5. グループホーム蜂須賀荘

## 10 計画書に位置付ける居宅サービス事業所について

契約者は、事業者に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事が可能であると共に当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求める事が可能である。

指定居宅介護事業所ライフケア応神のサービス提供の開始に関して、本書面に基き重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

代表者名 理事長 鈴木 和人

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

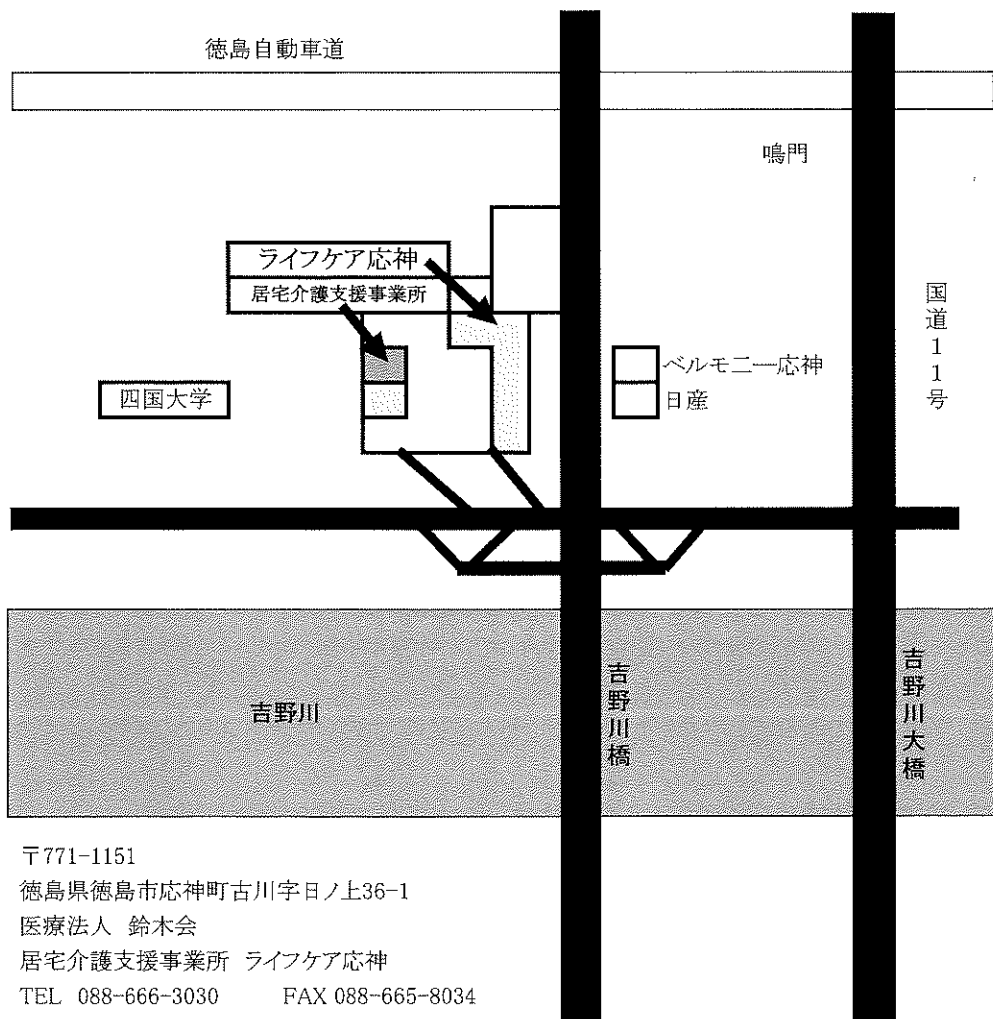
私は、本書面に基いた事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援事業所ライフケア応神のサービス提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者及びその家族 \_\_\_\_\_ 利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 \_\_\_\_\_ 印

施設の位置



〒771-1151

徳島県徳島市応神町古川字日ノ上36-1

医療法人 鈴木会

居宅介護支援事業所 ライフケア応神

TEL 088-666-3030 FAX 088-665-8034